

第6章

柔軟で健全な行財政運営をめざして ～計画推進のために～

(行財政分野)

用語解説

*1

三位一体の改革

国と地方公共団体の行財政システムに関する改革として、①国税から地方税への税源移譲、②補助金の廃止・削減、③地方交付税の見直しの3つを一体的に進めること。平成12年に成立した小泉内閣における聖域なき構造改革の一環として、「地方にできることは地方に、民間にできることは民間に」という小さな政府を具現化する政策として、平成14年6月に閣議決定された「骨太の方針2002」により方針が示された。

*2

第2次あきる野市行政改革推進プラン

有識者、公募市民、各種団体の代表者で構成する「あきる野市行政改革推進市民会議」からの提言を踏まえて策定した行政運営の仕組みや手法を改革するための方針。(再掲)

第1節 財政運営の健全化

課題と基本方針

市の財政は、歳入の根幹を成す市税収入の低迷とともに、「三位一体の改革^[*1]」による地方交付税の交付総額の縮減などによる財源不足の状態が続いており、厳しい状況にあります。このような状態が続けば、新たな施策の実施はもとより、市民サービスを現行の水準に維持することが困難になる事態も予想されます。

今後、地方分権や高齢社会が進む中、市民要望に的確に対応していくためには、財政の健全化が緊急の課題になっています。

このような状況を踏まえ、市では、行政力の強化を早急に講ずる必要があることから、平成20年度を「行財政改革元年」と位置付け、行政改革の取組を進めており、平成22年3月に策定した「第2次あきる野市行政改革推進プラン^[*2]」に基づき、強固で弾力的な財政体質を確立するため、財政の健全化へ向けた取組を推進します。

施策の方向

1 計画的な財政運営

① 財政健全化の推進【主な施策】

厳しい財政状況の中、財政健全化に向けた取組を一層強化し、強固で弾力的な財政体質を確立します。

2 財源の確保

① 自主財源の確保に向けた取組【主な施策】

不用財産の処分や有料広告の拡大を図るとともに、寄附を活用したまちづくりを進めるなど、自主財源の確保に向けた取組を推進します。

② 課税客体の適正な把握と徴収率の向上

税負担の公平・公正の観点から、徹底した実態調査等により、課税客体の適正な把握に努めるとともに、滞納処分を強化し、徴収率の向上に取り組みます。

③ 計画的な産業立地の誘導【主な施策】（再掲）

税収の確保、関連産業や地域の活性化等の観点から、東京都と連携して秋川高校跡地への企業立地を進めます。

④ 寄附を活用したまちづくり

寄附を通して市政に対する関心や参加意識を高め、市民を始めとする不特定多数の方の参加によるまちづくりの仕組みとして持続的に機能させるため、寄附を活用したまちづくり[*3]を推進します。

3 事務経費の合理化

① 事務事業の見直し【主な施策】

事務事業の評価を行い、一定の成果を上げたもの、行政需要の減少したもの等は見直しを行います。

② 民間委託化の推進【主な施策】

住民サービスの向上や経費の削減、業務の効率化等の観点で、民間のノウハウが活用できる事務事業については、民間委託化を推進します。

③ 学校給食センターのあり方の検討【主な施策】（再掲）

学校給食センターについては、老朽化が進んでいることから、そのあり方について検討を進めます。

④ 受益者負担の適正化

使用料、手数料については、定期的に検証を行い、受益者負担の適正化を推進します。

⑤ 補助金・負担金のあり方の検討

補助金は、その課題と改善余地を調査し、対象者の活動を把握することにより、限りある財源で最大限の効果を生むよう、そのあり方を検討します。また、負担金は、その団体の活動等を検証した上で、継続加入の必要性を検討します。

*3

寄附を活用したまちづくり

寄附の使い道やそれがどのような成果につながるかを明らかにするなど、寄附を活用したまちづくりビジョンを明確に提示し、その考え方に対する寄附賛同者の信頼を高め、持続的に寄附が募れるようにするとともに、この寄附金を活用して様々な施策を展開すること。

用語解説

*1

未利用地等利活用基本方針

市民サービスの向上や新たな公共用地取得のための財源を確保するとともに、新たな公会計制度の下におけるコスト感覚を持った効率的な土地の利活用を図るため、市が所有する未利用地等に関する利活用方針の明確化、売却に必要な条件整備、市有地情報の公開などを定めた方針。

*2

土地開発公社

地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得や造成その他の管理等を行わせるため、市が設立した公社。

*3

株式会社秋川総合開発公社

昭和63年に、市(当時は秋川市)が民間企業との共同出資で設立した第三セクター。あきる野ルピアの1・2階(所有する商業施設)のビル管理業務や音楽、芸能等の催し物、イベントの企画運営とともに、平成21年度からは、あきる野ルピアの3階と4階(商工会館を除く公共施設。)を指定管理者として管理運営している。

*4

新四季創造株式会社

平成18年に、市が設立した第3セクター。秋川溪谷瀬音の湯を指定管理者として管理運営している。

*5

第三セクター

国や地方公共団体(第一セクター)が民間企業(第二セクター)との共同出資により設立した法人。

4 適正な資産管理

① 未利用地等の利活用の推進

普通財産における未利用地等は、未利用地等利活用基本方針^[*1]に基づき、利活用方針の明確化や売却に必要な条件整備を行うとともに、売却情報等を公表することなどで売却、貸付け等を推進します。

② 企業会計的手法の活用

資産・債務管理の適正化と財務情報の透明性の向上のため、民間の企業会計的手法(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計画書、資金収支計算書の財務書類4表)を活用した行財政運営を進めます。

③ 土地開発公社の経営健全化

土地開発公社^[*2]については、土地開発公社の経営の健全化に関する計画(健全化計画)に基づき、公社の解散を前提にしつつ、保有する土地の処分等により簿価総額の縮減に努め、抜本的な経営健全化に取り組みます。

④ 第三セクターの適正運営

株式会社秋川総合開発公社^[*3]と新四季創造株式会社^[*4]の第三セクター^[*5]については、社会経済情勢の変化を踏まえた効率的かつ適正な運営の指導に努めます。

第2節 行政体制の効率化

課題と基本方針

市民サービスの中核施設として機能する庁舎については、窓口サービスの向上や事務事業の整理合理化などにより、窓口等における対応の改善と行政サービスの総合化を図り、住民の利便性の向上と効率的な行政運営に努めます。

また、行政改革の推進と行政サービスの向上を図る上で、行政の情報化は有効な方策であることから、ブロードバンドサービス^{〔*6〕}等、高度化する情報通信技術の進歩に即した行政情報の発信に取り組む必要があります。今後も、情報システムやネットワークを活用し、住民の立場に立った行政サービスの向上を図ります。

公共施設については、既存施設の有効活用や公共施設間の連携等を図りながら、少子・高齢化など時代の要請の変化への対応も求められています。また、施設を整備する場合においては、多角的な検討による重点化、広域的観点からの調整、民間活力の活用などを図る必要があります。

このようなことから、施設の有効活用の視点を反映した長期修繕計画^{〔*7〕}を策定し、適切な修繕等を行うことにより、建物の長寿命化や予算の平準化、財政負担の軽減を図ります。また、指定管理者^{〔*8〕}におけるモニタリング^{〔*9〕}手法を確立するなど、公の施設の管理運営の充実を図ります。

一方、近年の社会環境は複雑多様化しており、これまでの想定を超えるような自然災害の発生や新型コロナウイルスの感染拡大、テロ行為等の重大事件など、市民生活を脅かす危機の発生が懸念されます。このような危機に迅速・的確に対応し、市民の安全・安心を確保するため、危機管理体制を整備します。

施策の方向

1 情報化の推進

① 行政サービスの向上と効率化

市役所庁内のイントラネット^{〔*10〕}の整備とともに、庁舎と出張所間の情報通信網や電子メール等の活用により、行政サービスの向上と効率化を図ります。

用語解説

***6
ブロードバンドサービス**
高速で大容量のデータ通信が可能な回線であるブロードバンドを活用した高速インターネット接続サービス。

***7
長期修繕計画**
建築物や施設を長期にわたり適切に維持管理するため、建物や設備の老朽化や損耗度合を考慮し、いつ、どのような修繕を実施するかなどを定めた計画。

***8
指定管理者**
地方公共団体が設置した公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体。公の施設とは、住民福祉を増進するために設置した、保育園、児童館、ホール、公民館、図書館、体育館、公園など、市民が直接利用する施設。

***9
モニタリング**
事業計画や市との協定により定められた業務などを正確に履行しているかどうかをチェックすること。

***10
イントラネット**
インターネットの標準的な技術を用いて構築された企業内ネットワークのこと。イントラネット上には電子メールや電子掲示板、スケジュール管理などの基本的なものから大規模なものまで、様々な種類のサービスが目的に応じて導入される。

用語解説

*1

NPO

Non Profit Organization の略で「非営利組織」のことであり、非営利で社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体や平成10年に成立した特定非営利活動促進法により法人格を得た団体(特定非営利活動法人)のことを指す場合もある。

*2

地域情報化計画

携帯電話やインターネットなどの情報通信技術(IT)を地域づくりに活用する計画。本市では、ITを市民と行政をつなぐための有効な手段として位置付け、ホームページのリニューアルや公共施設の予約・案内システムの導入などを進めた。

*3

公共施設の予約・案内システム

インターネットを利用し、公共施設の予約状況の確認や予約を行うシステム。平成21年度現在、15施設・111設備の予約検索と4施設9設備の仮予約ができる。



② 地域情報化計画の推進

市民参加や民間、NPO^{〔*1〕}等との協働等により地域情報化計画^{〔*2〕}を推進するとともに、国等の情報化施策を踏まえた取組を推進します。

③ 地域イントラネットの活用

地域連携・交流の創出と行政サービスの向上を図るため、地域イントラネットを活用した地域情報の共有と情報の受発信等の方策を推進します。

④ 公共施設の予約・案内システム等の拡充

市民サービスの向上と行政の効率化を図るため、公共施設の予約・案内システム^{〔*3〕}等を拡充します。

2 施設管理の合理化

① 庁舎の有効利用の推進

庁舎は、市民に開かれた市民サービスの中核施設として機能するよう、有効利用を推進します。

② 施設の有効利用の推進

公共施設において良好なサービスを提供するため、利用者の推移や維持管理経費等の状況を把握するとともに、利用者の声を分析し、民間施設の活用も視野に入れて、統廃合を含めた施設の有効活用を推進します。

③ 施設の総合的管理の推進【主な施策】

建物の長寿命化や予算の平準化、財政負担の軽減等を図るため、施設の有効活用の視点を反映した長期修繕計画を策定し、適切な時期に適切な修繕を行うなど、施設の総合的な管理を推進します。

④ 指定管理者制度の充実

公の施設を管理する指定管理者のモニタリング手法を確立するとともに、利用者アンケートの結果を施設の運営に反映させるなど、指定管理者制度^{〔*4〕}の充実を図ります。

⑤ 公共サービスの利便性向上【主な施策】

市民等の視点に立った利用しやすく快適な環境を提供するため、公の施設などの施設サービスや住民票の交付などの公共サービスについては、利用者の声を反映させる仕組みを設け、利便性の向上を図ります。



3 危機管理体制の整備

① 危機管理体制の整備^{〔*参考〕}【主な施策】

市民の生命、身体及び財産並びに市政に重大な影響を及ぼす全ての危機に対応するため、危機管理体制を整備します。これにより、緊急時はもとより平常時においても組織や職員の危機意識の向上を図るとともに、職員一人一人の危機管理能力を高め、危機への段階的な対応や迅速かつ的確な対応を図ります。

*4
指定管理者制度

地方公共団体が設置した公の施設について、公共的団体や第3セクター、民間企業、NPO等の民間団体など、地方公共団体が指定する指定管理者が管理運営を行う制度。

*参考

あきる野市危機管理基本指針

市民の生命、身体、財産とともに市政に重大な影響を及ぼす全ての危機に対応するための危機管理体制を整備し、市民の安全・安心を確保するための危機管理に関する基本方針。(平成23年3月策定)

第3節 組織・人事体制の活性化

課題と基本方針

様々な社会経済情勢の変化に伴い、市民のライフスタイルや行政に対する要望は、多様化・高度化しており、今後も、その傾向が続くことが予想されます。

また、平成22年6月の「地方主権戦略大綱」は、国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくるとし、補完性の原則に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本としています。このように、これまで以上に、基礎的自治体自らの裁量と責任による施策展開が必要になります。

さらに、厳しい財政状況の中、自立した都市として行政運営を進めていくためには、市民の要望や地方分権に的確に対応できるよう、行政力の強化を図る必要があります。

このようなことから、少数精鋭主義による組織の簡素化や定員の適正化、任用制度の適正な運用等により、組織体制や人事体制の活性化を図ります。

また、市政の担い手である職員一人一人が分権時代の担い手にふさわしい広い視野と高い政策形成能力をもつことができるよう、人材の育成に取り組みます。

施策の方向

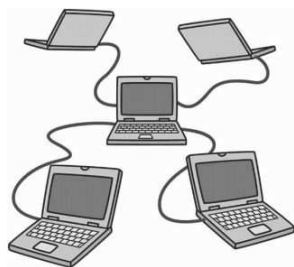
1 組織・機構の合理化

① 簡素で効率的な組織の見直し

新たな行政課題や市民ニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるよう、簡素で効率的な組織の見直しを行います。

② コンピュータ・ネットワークの活用による情報の共有化の推進

意思決定の正確化や迅速化を図るため、コンピュータ・ネットワークの活用による情報の共有化を推進します。



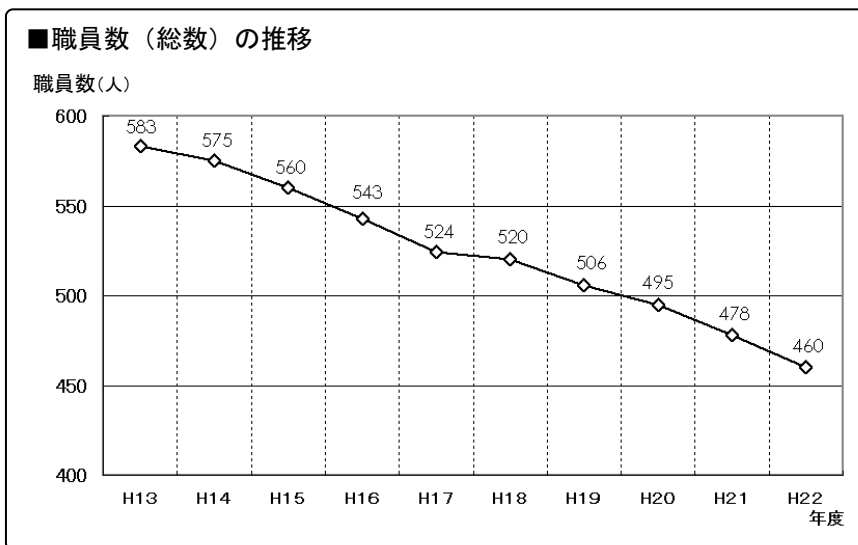
2 人事の合理化

① 人事の活性化^[*参考]【主な施策】

任用制度等の運用により、人事の活性化を推進します。

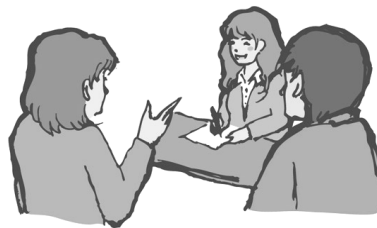
② 定員適正化の推進

年齢層のバランスを図りながら適正な職員定数の組織づくりを行うため、定員の適正化を推進します。



③ 職員研修の充実

地方分権の進展に対応し、行政運営の一員としての意欲をもった職員を育成するため、職員研修を充実します。



*参考

あきる野市人材育成基本方針

市職員の能力開発を効果的に進め、「職員力」を高めることを目的に、市が求める人材の確保、配置管理などの人事管理、職場外研修、職場研修及び自己啓発研修の充実、職場環境の整備等を定めた人材育成プログラムの基本方針(平成23年3月策定)

第4節 市民参加の推進

課題と基本方針

市政運営への市民参加の気運の高まりとともに、市民と密接に関わる基礎的自治体として市民の要望を的確に把握し、施策に反映させることが求められています。

このような中、平成20年12月に旧町村単位の7地区で設立された防災・安心地域委員会は、町内会・自治会とともに協働のまちづくりの要として機能しています。また、民間のボランティア活動も活発化しており、これら市民活動を市政に活用する仕組みをつくる必要があります。

このようなことから、情報公開の推進や広報広聴の充実を図り、市民と行政が互いに果たすべき役割を確認しあいながら、役割分担を明確にし、市民と協働のまちづくりを推進していきます。

施策の方向

1 市民活動の推進

① 協働のまちづくりのあり方の構築【主な施策】

市民と行政の役割と責務を明確にし、市民と協働のまちづくりを推進していくため、そのあり方を構築します。

② 地域組織の充実の支援【主な施策】

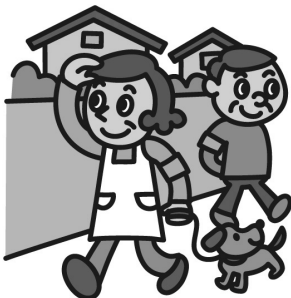
町内会・自治会等における自治意識の高揚を図るなど、地域組織の充実を支援します。

③ 市民組織との連携・協働【主な施策】

活気あるまちづくりを推進するため、NPOなどの地域で活動する組織を支援するとともに、防災・安心地域委員会を始めとする様々な市民組織と公的機関、民間団体等との連携・協働を図ります。

④ 市民組織・ボランティア組織の活動環境の整備

各種市民講座の充実を図るとともに、市民活動の場を確保し、市民組織・ボランティア組織の活動環境を整備します。



2 透明性の向上

① 市政情報の共有化【主な施策】

協働のまちづくりを推進するため、市民が知りたい情報を積極的に提供し、市政情報の共有化を図ります。

② 広報の充実

市広報紙の内容を充実するとともに、ホームページや携帯サイトにより、市民ニーズに対応した情報提供を進めるなど、広報の充実を図ります。

③ 広聴の充実

市長への手紙制度^{〔*1〕}の活用や地域懇談会^{〔*2〕}の実施により、直接市民の意見を聴く場の充実を図るとともに、市民満足度調査^{〔*3〕}などの実施により、広聴の充実を図ります。

*1 市長への手紙制度

市民との協働のまちづくりの初期段階として、手紙や電子メール等により、市長に対して、直接、意見や提案、要望等を提出する制度。これにより市民参加の機会を提供し、積極的に市民の意見等を市政に反映させる。

*2 地域懇談会

市内6地区(東秋留、西秋留、多西、増戸、五日市、戸倉・小宮)の町内会・自治会や防災・安心地域委員会の代表者と市長、副市長、教育長及び市の関係職員が一堂に会し、市政情報の提供や地域課題・要望等の把握を通じて、住みよいまちづくりにつながる取組。

*3 市民満足度調査

市が取り組んでいる事務や事業について、市民がどの程度満足と感じているか、また何を重要と感じているかなど、その現状を把握するための調査。調査結果は、今後の市の取組に対する改革改善に反映し、より良いまちづくりに活かされる。

用語解説

*1

阿伎留病院組合

住民の健康を保持し、共同して公立阿伎留医療センターの運営を行うため、あきる野市、日の出町及び桧原村により設置した一部事務組合。(大正12年6月9日設立)。

*2

秋川流域斎場組合

共同してひので斎場(火葬場・斎場)の運営を行うため、あきる野市、日の出町及び桧原村により設置した一部事務組合。(平成7年5月1日設立)

*3

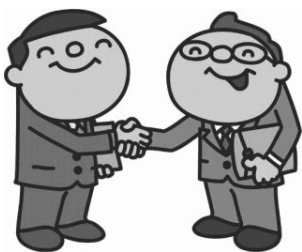
東京市町村総合事務組合

東京都の全市町村(26市5町8村)で組織する一部事務組合で、市町村職員の研修事業や全市町村住民を対象とした交通災害共済事業(ちよこつと共済)などの事業を行っている。(昭和63年4月1日設立)

*4

東京都三市収益事業組合

江戸川競艇の事務を共同処理するため、多摩市、稲城市及びあきる野市により設立された一部事務組合。(昭和48年2月22日設立)



第5節 広域行政の推進

課題と基本方針

近年、市民の生活圏は市域を越えて、大きく広がっています。また、地方分権時代となり、地域のことは地域で責任をもつ社会となっています。このような中、様々な社会経済情勢の変化により、自然環境の保全や防災対策、都市基盤の一体的な整備など、市域を越える広域的な取組に関する政策課題が増えてきています。

このような広域的な課題についても、柔軟かつ効率的に対応できるよう、周辺の市町村とともに「西多摩地域広域行政圏協議会」を設け、また、「秋川衛生組合」「西秋川衛生組合」「阿伎留病院組合[*1]」「秋川流域斎場組合[*2]」「東京市町村総合事務組合[*3]」「東京都三市収益事業組合[*4]」などの一部事務組合を構成しています。

また、交流人口の更なる増加を図るとともに、高度化・多様化する市民ニーズに対応していくためには、市域を越えた市民活動や交流を促進する必要があります。

このようなことから、近隣自治体との連携と協力を強化し、機能分担や共同事業の充実を図り、市民サービスの向上に努めていきます。

施策の方向

1 広域行政の強化

① 西多摩地域広域行政圏協議会等広域的組織の連携の強化

広域的な行政ニーズに柔軟かつ効率的に対応するため、西多摩地域広域行政圏協議会、秋川流域開発振興協議会等の広域的組織の連携を強化します。

② 広域的な防災対策の推進

災害発生に備え、周辺市町村等との協力体制の強化を図るとともに、宮城県栗原市との友好姉妹都市災害時相互応援協定に基づく相互応援体制を充実するなど、広域的な防災対策を推進します。

2 関係自治体との連携

- ① **J R五日市線複線化促進協議会の構成団体と連携【主な施策】**
 J R五日市線の複線化に向け、利便性の向上や輸送力の強化等を促進するため、J R五日市線複線化促進協議会の構成団体と連携を図ります。
- ② **公立病院の役割の充実**
 西多摩医療圏^[*5]の公立病院の連携を強化し、公立病院としての役割を充実します。
- ③ **圏央道・幹線道路の早期整備に対する関係自治体との連携**
 広域的な交通ネットワークを構築し、地域間交流や業務機能の誘導を促進するため、圏央道や幹線道路の早期整備について、関連自治体と連携を図ります。
- ④ **関係自治体との連携による観光ルートや観光スポットの開発（再掲）**
 あきる野市、日の出町及び檜原村の3市町村の連携により、新たな観光ルートや観光スポットの開発を進めます。
- ⑤ **秩父多摩甲斐国立公園と都立自然公園の整備に係る関係自治体との共同要請（一部再掲）**
 市内外の観光レクリエーションの振興を図るため、秩父多摩甲斐国立公園と都立自然公園の遊歩道やトイレなどの整備について、関連自治体と共同で要請します。
- ⑥ **河川水質の維持管理に係る関係自治体との連携（再掲）**
 河川の水質保全を効果的に行うため、関係自治体と連携して取り組みます。
- ⑦ **姉妹都市、友好都市との交流の充実（一部再掲）**
 友好姉妹都市栗原市及び友好都市大島町^[*6]との教育分野や産業分野での交流の充実を図ります。また、国際姉妹都市マールボロ市との中学生の相互派遣や市民レベルでの交流を促進します。
- ⑧ **区部の自治体との連携強化**
 「みなと区民の森^[*7]」や「新宿の森あきる野^[*8]」の取組を行っている区部の自治体等との更なる連携を図ります。

*5 西多摩医療圏

医療圏とは、医療法に基づき、都道府県が病床の整備を図るに当たって設定する地域単位である。このうち、西多摩医療圏は、一般的な医療サービスを提供する二次医療圏であり、青梅市、あきる野市、福生市、羽村市、西多摩郡瑞穂町、同郡日の出町、同郡奥多摩町、同郡檜原村の8市町村で構成される。

*6 大島町(友好都市)

大島町は、東京から120km、面積91.06km²の伊豆諸島中最大の島で、人口は約1万人、三原山・椿・アノコなどで有名。

[参考:友好都市提携の経緯]

昭和58年10月に開催された財団法人東京都農林水産業後継者育成財団設立協議会の席上、大島町長から当時の五日市町長に対し、「両町は、観光面から共に同様の環境にあるので、今後とも産業経済の交流を深めるため、友好都市の提携を行いたい」旨の申し入れがあり、昭和60年4月14日、五日市町合併30周年記念式典の席上で、共に東京都の観光の町としての発展を願い、友好都市の盟約書を取り交わした。平成7年9月1日、合併によりあきる野市が誕生したことに伴い、平成8年1月28日に友好都市の盟約書を新たに取り交わした。

*7 みなと区民の森

地球温暖化対策の一環として、本市が所有する20haの森林(戸倉地内)において、平成19年4月から本市と港区との交流事業「みなと区民の森づくり」により整備が進められている。森林整備の実施や自然環境・環境学習の拠点となる他、間伐材は区施設の内装材や環境学習の材料などに利用されている。

*8 新宿の森あきる野

平成22年3月に新宿区と結んだ協定「地球環境保全の連携に関する協定」と財団法人東京農林水産振興財団を交えた協定「新宿の森あきる野(企業の森)」に基づき、本市が所有する3.73haの森林(戸倉地内)において、3者が協力して整備を進めている。植林や下刈り等の森林整備の他、自然体験学習なども行われている。